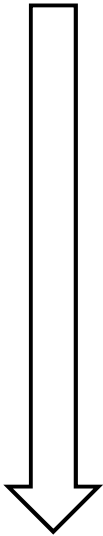


○ 滋賀県の協働推進の主な取組の経過について

1. 協働の定義

県民の社会貢献活動促進のための基本的な考え方(平成11年7月)

共通の目的の実現のためにそれぞれが自らの役割を自覚し、ともに考え、ともに汗を流して取り組んでいくこと。



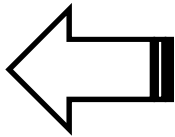
しが協働モデル研究会報告書(平成17年3月)

一般的な協働

複数の主体が対等な立場で、同じ目的のために、協力して働き、相乗効果を上げようとする取り組み

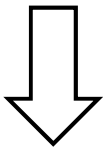
報告書における協働

NPOと県とが、それぞれ単独では対応できない、あるいは単独では効果や効率が低いと考えられる社会的な課題について、それぞれの特性や特長を活かし、役割分担や責任を明確にした上で、共通の目標に向かって連携協力して活動を進めること。



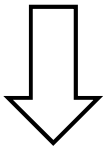
滋賀県基本構想(平成19年12月)

NPO・企業・行政など立場の異なる組織や人同士が、対等な関係のもと、同じ目的・目標のために連携・協力して働き、相乗効果を上げようとする取組のこと。



滋賀県基本構想(平成23年3月)

NPO・企業・行政など立場の異なる者同士が、各々が自立(自律)した対等な関係のもと、同じ目的・目標のために連携・協力し、公共的なサービスなどにおいて相乗効果を上げようとする取組

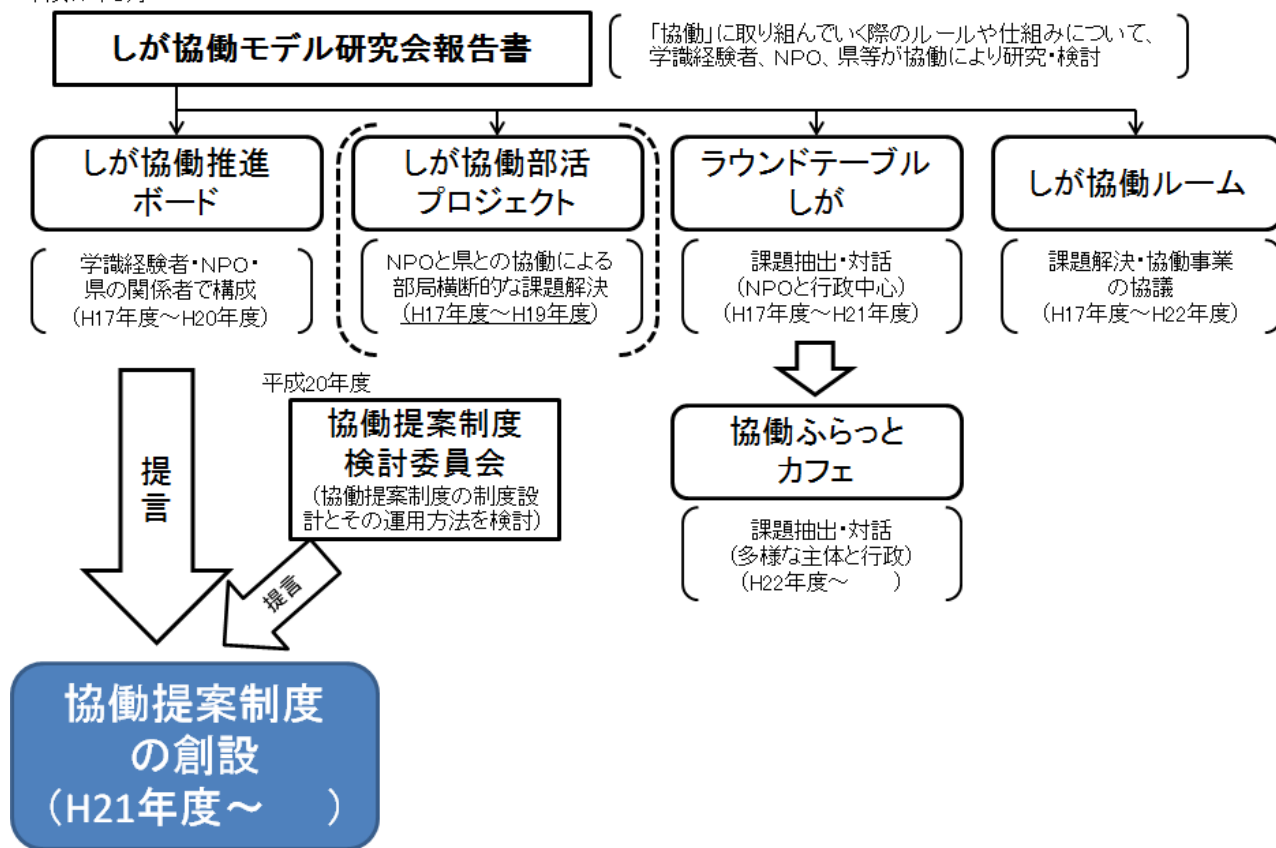


滋賀県基本構想(平成27年3月)

NPO・企業・行政など立場の異なる者同士が、各々が自立(自律)した対等な関係のもと、同じ目的・目標のために連携・協力し、公共的なサービスなどにおいて相乗効果を上げようとする取組

2. 協働の仕組みについて

平成17年3月



しが協働部活プロジェクト

庁内の横断的協働を出発点として、行政、NPO、県民等が幅広く参画し、課題を解決するしくみとして「協働部活プロジェクト」が平成 17 年度に創設された。これは、学校教育でいう「部活動」をイメージしており、直接の担当業務に関わらない分野であっても、課題解決に向け熱い思いをもった人々が集い話し合う場として画期的であった。

話し合いは、「まちの保安官プロジェクト」、「環境学習推進プロジェクト」、「フードマイレージ・ウッドマイレージの低減プロジェクト」等の取組に発展し、子育て防災プロジェクトのように、本プロジェクトの流れを受けて現在も引き続き実施されているものもある。

協働部活プロジェクト制度は、当初より3年間限定の取組とされており、平成 19 年度をもって終了している。

ラウンドテーブルしが

NPOと行政のそれぞれが対等の立場で社会的課題を共有し、意見交換や課題抽出を行い、互いの理解を深めると共に良い協働の推進を図ることを目的として、協働会議「ラウンドテーブルしが」を定期的で開催するもの。平成 17 年度に創設された。

各回のテーマ設定は、4 人の世話人が中心となり、NPO関係者、関係所属職員、市町職員等の参画による話し合いの場が平成 17 年度から平成 21 年度にかけて計 29 回開催された。

これまで、交流の機会が乏しかったNPO関係者と県や市町の担当課が、同じテーブルにつき、共通のテーマについて意見交換する場の創出は意義のあるものであり、環境保全、まちづくり、農業、協働のネットワーク構築、教育、

生涯学習、多文化共生等の幅広いテーマについての議論が交わされた。

平成 22 年度に、より多様な主体の参画を促すことを目指して「協働ふらっとカフェ」が創設され、話し合いの場はそちらに引き継がれた。

協働ふらっとカフェ

「ラウンドテーブルしが」のスキームをおおむね引き継ぎながらも、参加対象者をNPO以外の多様な主体に拡大し、開催場所を県庁外において行う形で実施したもの。テーマ設定等の会議の運営は、これまでの世話人に代わって県民活動課員が行い、平成 22 年度から 25 年度かけて計 16 回開催された。主なテーマとしては、情報発信、イベント企画、活動資金、ソーシャルビジネスなど。

「ラウンドテーブルしが」に引き続き、長期間の取組となったためにテーマの不足、参加メンバーの固定化、具体的な協働事業への進展がなされない等の課題を有した。平成 26 年度は、「滋賀の地域円卓会議」を中心に行つたため、開催されていない。

しが協働ルーム

地域課題の解決に向け多様な主体と行政とが膝を突き合わせて具体的な協議を行う場として、平成 17 年度に創設されたもの。「ラウンドテーブルしが」が、県政に関わるテーマについての意見交換、課題抽出や参加者相互の交流に重きを置いているのに対し、「しが協働ル〜ム」は、直接具体的な協働の実践に結びつけられるような、より具体的な話し合いの場としている点で特徴がある。

具体的には、「びわこの森」構想、琵琶湖文化館のあり方、「湖づくりネットワーク」の組織化等について、3回話し合いの場が持たれた。参加者は、NPO法人、県・市町の関係課、大津青年会議所等。

平成 23 年度に協働に関する事務が、経営企画・協働推進室に移管されたことを受けて廃止された。

協働提案制度

多様な主体の現場からの視点による協働提案に基づき、県と提案者の双方の社会的資源(資金、人材、労力、物財、情報、アイデア、ノウハウ等)を組み合わせながら、ともに公共政策を作り上げていく仕組みとして平成 21 年度に創設された制度。提案の形態は、応募型(県テーマ)と創造型(自由テーマ)の2種類で実施された。

事業初年度となる平成 21 年度には、28 の提案(応募型 12 事業・創造型 16 事業)が寄せられ、うち 11 事業(応募型 7 事業・創造型 4 事業)が採択された。

平成 22 年度には、12 の提案(応募型 7 事業・創造型 5 事業)がなされ、うち 2 事業(応募型 2 事業)が採択された。

協働提案制度は、採択事業の予算化を保証するものではなく、採択後は、事業を所管する各所属において予算要求(枠内処理)を行う必要があったため、各部局からの抵抗が大きく、採択数も大幅に減となった。平成 23 年度より滋賀県新しい公共支援事業が実施されることとなったため協働提案制度は休止し、以後、「民間との協働に関する提案募集、民間との協働に関する相談窓口等」に引き継がれた。

民間との協働に関する提案募集、民間との協働に関する相談窓口等

平成 23 年に滋賀県と民間との協働の推進についての相談窓口を開設。

- ① 県が協働で行う事業や協働での実施を検討している事業について、意見・アイデア受け付ける「滋賀県と

民間との協働に関する提案募集」

② 民間との協働や民間開放を進める提案・相談を受け付ける「滋賀県と民間との協働に関する相談窓口」

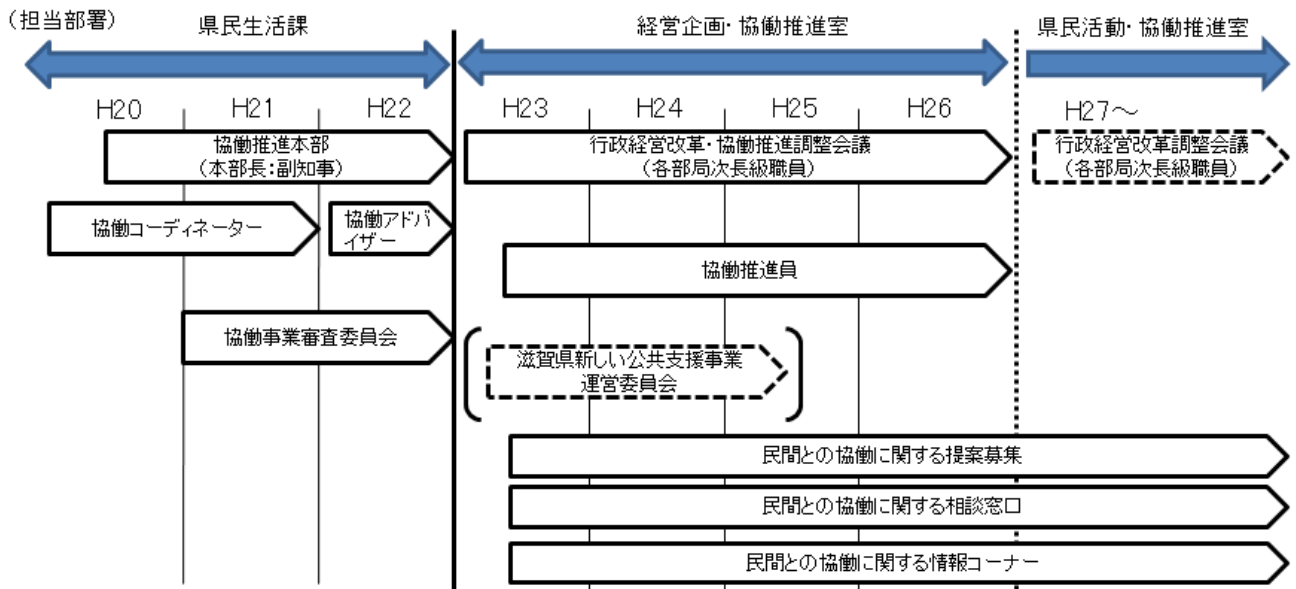
③ ボランティア等の県民の参加・協力を呼び掛ける「滋賀県と民間との協働に関する情報コーナー」

の3つからなる窓口を設けた。

相談窓口の周知については、ホームページやチラシの配布等により県民や関係団体に対し呼びかけを行ったものの、平成 26 年度実績は、「滋賀県と民間との協働に関する提案募集」が 1 件、「滋賀県と民間との協働に関する相談窓口」が 9 件と少数にとどまっていることから、さらなる制度の周知に努める必要がある。（「滋賀県と民間との協働に関する情報コーナー」17 件(平成 26 年度末)）

なお、「滋賀県と民間との協働に関する提案募集」、「滋賀県と民間との協働に関する相談窓口」により予算化されることはほとんどない。

3. 滋賀県における協働推進体制について



協働推進本部

平成 20 年度、協働に関する基本的かつ総合的な施策の推進、協働の推進に係る関係行政機関との連絡調整などを行うため、協働推進本部が設置された。

推進本部の会議は、本部員会議、幹事会議および連絡員会議からなり、本部員会議は、本部長(副知事)、副本部長(担当部長)および本部員(各部局長等)、幹事会議は幹事(関係課長)、連絡員会議は、関係課長の推薦する職員により構成された。

これらの会議は、必要な案件の有無に応じて開催され、平成 21 年 7 月に連絡員会議、22 年 1 月に本部員、幹事、連絡員の各会議を開催。平成 22 年 11 月、および 23 年 3 月に連絡員会議が開催された。主な議題として協働提案制度の進捗等が話合われた。

平成 23 年度に協働に関する事務が、経営企画・協働推進室に移管されたことを受けて、協働推進に係る庁内連絡調整の場は「行政経営改革・協働推進調整会議」(各部局次長級職員)に引き継がれる形となり、平成 23 年

度以降、協働推進本部の活動はない。

協働コーディネーター

平成 20 年度～21 年度の2年間にわたり、阿部圭宏氏を協働コーディネーターとして、県民生活課に配属、庁内各課からの相談に対する対応、その他協働のコーディネート等を行っていただいた。

阿部氏は、県職員としての経歴をもち、NPOの活動実績も豊富であったため、NPOと県庁担当課のコーディネートが円滑に図られるようになり、平成 21 年度導入の協働提案制度の企画や運営等に係る助言・提案等に貢献いただいた。

協働コーディネーター制度は、もともと、予算特別枠を用いた期間限定型の制度であったため、平成21年度末をもって終了となった。

協働アドバイザー

平成 22 年度、同志社大学政策学部教授の今川晃氏および滋賀県立大学地域づくり教育研究センター秦憲志氏を、協働アドバイザーに任命し、協働提案制度採択事業の効果的な運営等に係るアドバイスを行っていただくもの。

両氏は、平成 21 年度の協働提案制度の審査委員を務めており(今川氏は座長)、各提案事業の提案から採択までの一連の流れを踏まえた幅広い観点からのアドバイスを適宜行っていただいた。

平成 23 年度に協働提案制度を休止し、滋賀県新しい公共支援事業運営委員会を設置したことを受け、協働アドバイザー制度も同時期に終了した。

協働推進員

平成 23 年度に協働に関する事務は、経営企画・協働推進室に移管され、部局間の調整、県と多様な主体のコーディネート役が必要とする観点から、毎年度、協働事業に関して経験豊かな県庁職員を協働推進員に選任(任期は当該年度末日まで)し、協働の推進に係る助言や職員意識の向上等に係る職務を行わせることとなった。(H 23 年度 7 人、H24 年度 8 人、H25 年度 10 人、H26 年度 12 人)

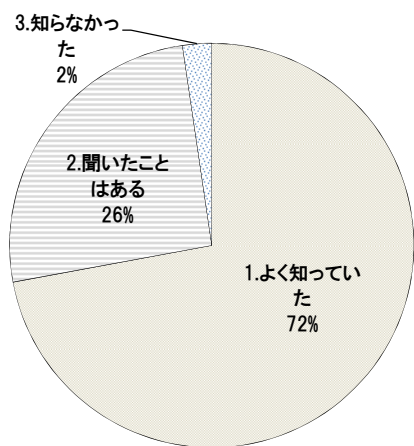
平成 25 年度に協働推進員が中心となって「協働を始めるためのヒント集」を作成し、庁内に配布したほか、協働に関する研修等の場において、各推進員が受講生に対し、協働の実践を進めるロールモデルを示すことにより職員の協働意識の向上が図られた。一方で、協働推進員のコーディネートによる新たな協働事業の創出といった具体的な成果を挙げることができなかった。

平成 27 年度に協働に関する事務が県民活動・協働推進室に移管され、庁内の協働推進体制等について「県民協働の推進に関する研究会」で検討する予定であることから、現在、協働推進員の選任は行っていない。

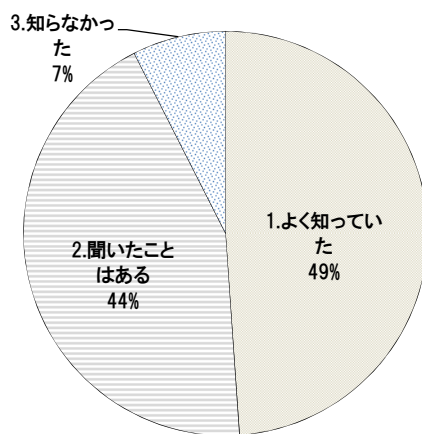
(参考)協働に関する職員意識調査結果(階層別集計結果)

◇滋賀県基本構想に規定する「協働」の定義をご存知でしたか。

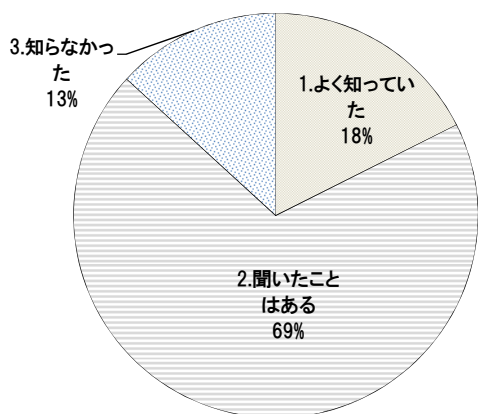
1.部長・次長級 (回答数:43)



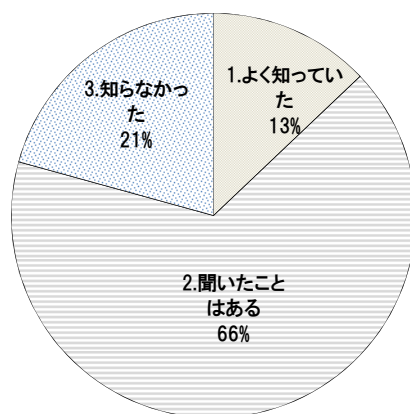
2.課長級・参事級 (回答数:227)



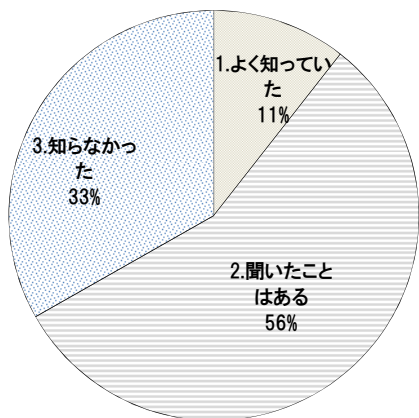
3.課長補佐・主幹級 (回答数:341)



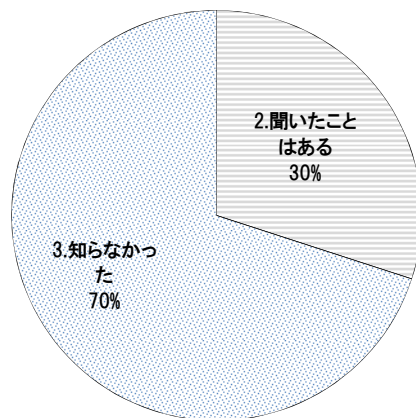
4.副主幹・主査級 (回答数:333)



5.主任主事・主事級 (回答数:274)



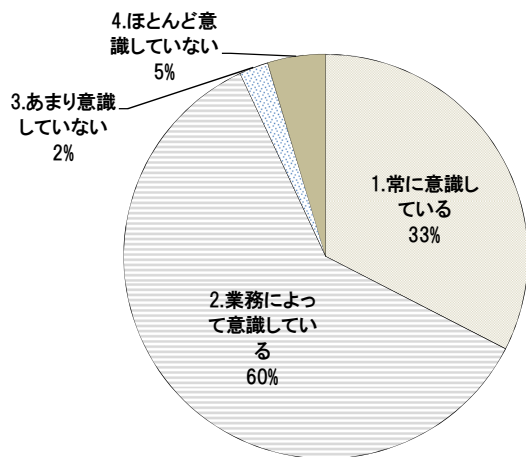
6.技能労務職 (回答数:10)



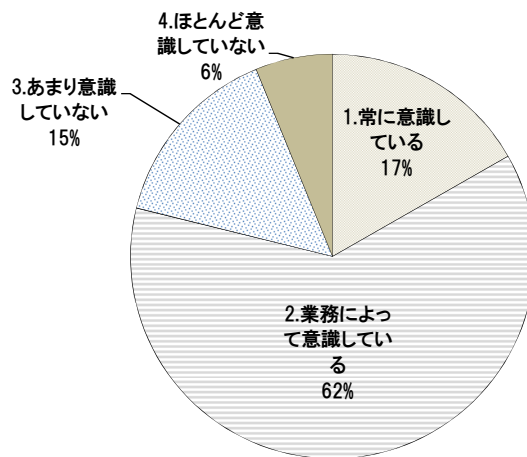
(参考)協働に関する職員意識調査結果(階層別集計結果)

◇あなたは、担当の業務において、多様な主体との協働を意識して仕事を進めていますか。

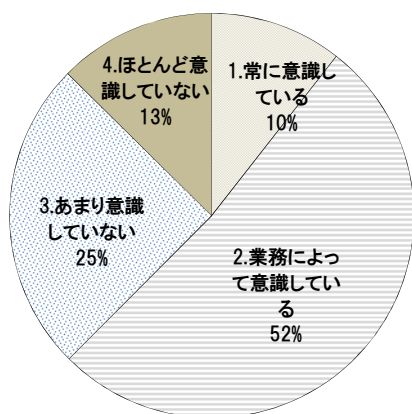
1.部長・次長級 (回答数:43)



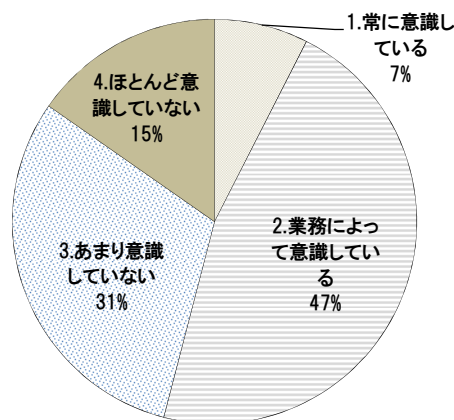
2.課長級・参事級 (回答数:227)



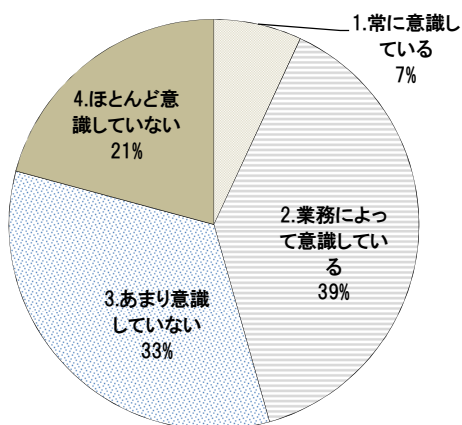
3.課長補佐・主幹級 (回答数:341)



4.副主幹・主査級 (回答数:333)



5.主任主事・主事級 (回答数:274)



6.技能労務職 (回答数:10)

